

IFRS サステナビリティ開示基準 S1 号及び S2 号の概要

阪 智 香
関西学院大学

要 旨

サステナビリティ開示をとりまく動きが世界的に加速している。IFRS 財団は、2021 年 11 月に国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) を設立し、財務諸表の補足情報としてのサステナビリティ関連財務情報の開示に焦点をあてた、高品質で包括的なサステナビリティ開示基準のグローバル・ベースラインの開発を進めた。この IFRS サステナビリティ開示基準は、全般的要求事項、テーマ別要求事項、産業別要求事項から成り、これらは一体として適用される。

2023 年 6 月に ISSB は、最初の 2 つのサステナビリティ開示基準となる IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を公表した。この IFRS サステナビリティ開示基準では、企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込まれる報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての開示を求めている。ここで、企業の見通しとは、短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストを指しており、投資家等が企業価値の評価をするための意思決定に有用な情報開示が念頭に置かれている。開示要求である「コア・コンテンツ」には、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の 4 つが挙げられている。

本稿では、これらの IFRS サステナビリティ開示基準の全体像、IFRS S1 号の概要、IFRS S2 号の概要について述べ、最後に、ISSB の今後に向けての動きとわが国における動きについて言及する。

I IFRS サステナビリティ開示 基準の背景

サステナビリティ開示をとりまく動きが世界的に加速している。1960～70年代に公害や地球資源の有限性が問題となり、1972年の国連人間環境会議で人間環境宣言（ストックホルム宣言）が採択され、1987年にはブルントラント委員会最終報告書「Our Common Future」で、持続可能な発展（sustainable development）に言及された。国連人間環境会議から50年を経て、2022年には同じストックホルムで、50周年を記念して「ストックホルム+50」が、「すべての繁栄にとって健全な地球—我々の責任と機会」をテーマに、各国首脳級が集まるハイレベル会合として開催された。

「我々の責任と機会」については、ビジネスにおいては特に気候変動に関心が高まっている。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）では、工業化以前（1850年頃）と比べて地球の平均気温が約1.1度上昇していること、この気温の上昇は人間活動が原因であることは疑う余地がないことを断定した。なお、IPCCは、気候変動枠組条約等の政策決定のために独立した科学的知識を提供する、国際的な専門家をつくる学術的な政府間組織である。気候変動によって世界的に異常気象が増加し、健康や経済活動に既に多大な影響が出ており、このままでは地球の平均気温は4度上昇すると言われていた。気候変動の影響は、相互に次々と影響を与えて加速し、臨界点を超えると甚大な被害が生じること、いったん被害が生じると元に戻らないという不可逆性をもつことなどから、最近では気候危機とも呼ばれる。パリ協定（2015年）で2050年カーボンゼロに向けて各国が決定する貢献（NDCs）では2040年までに1.5°Cを超える可能性があること、今後0.5°C上昇す

る（つまり1.5°C超）場合と1°C上昇（2°C超）する場合には、影響が大きく異なることも科学的に示された（IPCC, 2018）。

気候変動のような環境問題が生じる背景には、現在の経済システムとそれを支える理論が、環境との関係を十分考慮することなく構築されてきたことがあげられる（阪, 2002）。市場メカニズムが有効に機能せず、価格を経由せずに、人々や地球に直接影響を及ぼしてしまうことを市場の失敗という。市場の失敗により、公害や地球温暖化などでもたらされる被害を外部コストまたは外部不経済という。市場を健全に機能させるためには、外部コストを内部化する必要がある。そのための手法として、規制的手法、経済的手法、自主的取組手法とともに挙げられるのが、情報的手法である。情報的手法とは、消費者・投資家などの様々なステークホルダーが環境活動に積極的な企業や環境負荷の少ない製品などを選択できるよう、環境情報の開示を進め、企業等の環境配慮行動を促進する手法である。この手法が効果を発揮するためには、開示される情報が、環境負荷の実態などを正しく反映したものであることが必要不可欠である（環境省, 2001）。

企業の環境情報等の開示については、ガイドラインなどが世界で数多く公表され、企業の開示実務も普及してきた。一方で、ガイドラインなどが多すぎることで、作成者・利用者の双方にとって負担が大きくなり、開示情報の比較可能性にも課題を抱えていた（阪, 2022）。2015年のパリ協定で、温暖化を2°Cまたは1.5°Cに抑え、新たな経済社会構造への転換を促すために、資金の流れを変えることが必要とされ、産業構造や経済社会を変革する投資の拡大、サステナブル投資を呼び込む金融市場の枠組みづくりが必要とされた。

そこで、サステナブル投資のための、投資意

思決定に有用なサステナビリティ情報のニーズに焦点をあて、G20 の要請を受けて各国中央銀行などから構成される金融安定理事会（FSB）によって、2015 年に、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設置され、2017 年には、気候変動の財務的影響を開示する TCFD 提言（TCFD, 2017）が公表された。その後、TCFD 提言をもとに、IIRC（国際統合報告評議会）、SASB（米国サステナビリティ会計基準審議会）、CDSB（気候変動開示基準審議会）、CDP、GRI（グローバル・レポート・イニシアティブ）が協調し、2020 年 12 月に「企業価値に関する報告—気候変動財務開示基準のプロトタイプの例示」が公表された。

2021 年 11 月には、グラスゴーでの COP26 の場で、IFRS 財団が、国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board: ISSB）の設立と、2020 年の「プロトタイプ例示」をもとにした開示要求のプロトタイプを公表した。ISSB は、2022 年 6 月にはサステナビリティ開示基準の公開草案（IFRS S1 号案と IFRS S2 号案）を、2023 年 6 月にはサステナビリティ開示基準（IFRS S1 号と IFRS S2 号）を公表した（基準番号の前の S は Sustainability を意味する）。以下、第Ⅱ節ではこれらのサステナビリティ開示基準の全体像、第Ⅲ節では IFRS S1 号、第Ⅳ節では IFRS S2 号の概要について述べる。

Ⅱ IFRS サステナビリティ開示基準の全体像

1. IFRS サステナビリティ開示基準の構成

IFRS サステナビリティ開示基準は、グローバル資本市場において、投資家等の意思決定に

有用で、国際的に比較可能な包括的なサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインを提供するものである。この基準によって、サステナビリティ開示は、任意開示から各国による法定開示化への新たな流れができた。なお、各国が IFRS サステナビリティ開示基準を自国基準に取り入れる際には、必要に応じて固有の要求事項を追加することができるというビルディング・ブロック・アプローチが採られている。

IFRS サステナビリティ開示基準は、これまでの投資家等の情報要求を反映した TCFD、IIRC、SASB、CDSB の開示に基づいており（小森, 2023）、いわゆるシングル・マテリアリティに焦点を当てたサステナビリティ関連のリスク及び機会の開示を求めている。企業活動の環境・社会への幅広いインパクトなどの、いわゆるダブル・マテリアリティ情報は含まれない。そのため、従来の広義のサステナビリティ情報と区別するために、IFRS サステナビリティ開示基準で求める開示は「サステナビリティ関連財務情報開示」と呼ばれる。この開示は財務諸表の補足情報として位置づけられているが、IFRS サステナビリティ開示基準の適用にあたっては、財務諸表作成に用いる会計基準の種類は問わない。

IFRS サステナビリティ開示基準は、次の 3 つの内容から成っており、これらは一体として適用される。

- ①サステナビリティ開示基準のすべてに関係する全般的な要求事項（S1 号）
- ②テーマ別要求事項（S2 号及び今後開発される基準）
- ③産業別要求事項（現時点では、S2 号の産業別ガイダンスが該当）

①全般的な要求事項

全般的な要求事項とは、今後公表される基準を

含む、すべてのサステナビリティ開示基準に共通する包括的な要求事項であり、サステナビリティ開示の基盤となる部分である。IFRS S1号がこれに相当し、このS1号は全てのサステナビリティ開示に適用され、テーマ別基準が扱っていない（現時点では気候以外の）テーマの開示についてもS1号が適用される。

②テーマ別要求事項

テーマ別要求事項とは、サステナビリティ関連の重要な個別テーマを扱うものであり、気候を扱うS2号がその最初の基準である。今後は、他のテーマの基準も開発される予定である。

③産業別要求事項

サステナビリティに関連するリスク及び機会には産業ごとに異なるため、産業別要求事項で、産業別の要求事項を定める。産業別指標の開示が含まれていることが、会計基準と比較したときのIFRSサステナビリティ開示基準の特

徴と言える。現時点では、S2号の例示的産業別ガイダンスがこれに該当する。気候以外のテーマについては、SASBスタンダードを参照することが求められている。産業別指標は、将来的には開示が強制される可能性もある。

2. IFRS サステナビリティ開示基準 S1号及びS2号の全体像

ISSBは、2023年6月に、サステナビリティ開示基準の最初の2つの基準として、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」とIFRS S2号「気候関連開示」を公表した。これらの基準は、2024年1月1日以降に開始する年次報告期間から適用可能であり、S1号及びS2号の両基準を同時に適用する場合に限り早期適用も可能である。この2つの基準の目次（「付録」の前までを掲載）は、図1のとおりである。

図1 IFRS S1号及びS2号の目次

IFRS S1号	IFRS S2号
目的	目的
範囲	範囲
概念的基礎	コア・コンテンツ
コア・コンテンツ	
全般的な要求事項	
判断・不確実性・誤謬	

図1のS1号とS2号を比較してみると、網掛けで示した「目的」、「範囲」、「コア・コンテンツ」が共通する構成要素となっている。S1号には、すべてのサステナビリティ開示に関する「目的」、「範囲」、「コア・コンテンツ」が示

されている。S2号以降（今後開発されるテーマ別基準も含めて）の「目的」、「範囲」、「コア・コンテンツ」には、それぞれのテーマに特化した要求事項が含まれる。まだテーマ別基準が開発されていないテーマについては、S1号に基

づき開示がなされる。

図 1 において網掛けされていない「概念的基礎」、「全般的要求事項」、「判断・不確実性・誤謬」は、S1 号のみに含まれているサステナビリティ開示の基盤となる内容である。これらは、財務報告における概念フレームワーク、IAS1 号（「重要性がある」の定義）、IAS8 号（「見積りの変更」、「誤謬」）などに相当する内容である。次節では、図 1 の目次に沿って、それぞれの概要について述べる。

Ⅲ IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」の概要

IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項（General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information）」は、テーマ別基準が扱っていないすべてのサステナビリティ開示のコア・コンテンツ（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）と、サステナビリティ開示全体にかかる全般的な特徴などを扱う基準である。

S1 号では、サステナビリティ関連財務開示の定義を、「短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えることが合理的に見込まれる、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会についての情報を提供する一般目的財務報告書の特定の形式」としている（S1、付録 A）。以下では、IFRS サステナビリティ開示基準に共通する要素である「目的」、「範囲」、「コア・コンテンツ」に関する S1 号の開示要求の概要を 1.~3. に示す。

1. IFRS S1 号「目的」

IFRS S1 号の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を要求することである（S1、1）。短期、中期及び長期にわたり企業がキャッシュ・フローを生み出す能力は、企業と、企業のバリュー・チェーンを通じて利害関係者、社会、経済及び自然環境との間の相互作用と密接につながっているため、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、主要な利用者にとって有用（S1、2）とされる。そのため、「企業の見通し（prospects）」、つまり、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る、サステナビリティ関連のリスク及び機会についての情報を開示することが求められる（S1、3）。これらは、投資家等が企業価値評価を行う上で考慮する要素であることから、IFRS サステナビリティ開示基準は、企業価値評価のための情報開示を念頭に置いていると言える。

2. IFRS S1 号「範囲」

「範囲」では、IFRS サステナビリティ開示基準の対象範囲が示されている。企業が、IFRS サステナビリティ開示基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたっては、この基準を適用しなければならない（S1、5）。企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得ないサステナビリティ関連のリスク及び機会は、この基準の範囲外（S1、6）である。つまり、短期、中期又は長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、ファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響する内容のみが、この基準の開示対象となる。S1 号以外の

他の IFRS サステナビリティ開示基準では、具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して企業が開示することを要求される情報を定めている (S1, 7)。

3. IFRS S1 号「コア・コンテンツ」

S1 号では、コア・コンテンツとして、(1) ガバナンス、(2) 戦略、(3) リスク管理、(4) 指標及び目標、の 4 つの開示を要求している (S1, 25)。この 4 つは、TCFD 提言 (TCFD, 2017) の開示に基づくものであり、サステナビリティ開示の核となる内容である。

企業は、サステナビリティ課題に対して、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するために、企業はどのような (2) 戦略を有しているか、また、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするためにどのような (3) リスク管理プロセスを有し、企業全体のリスク管理プロセスにどのように統合しているか、さらに、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを示す (4) 指標や目標、を開示しなければならない。そして、これらの土台となるべき (1) ガバナンス、つまり、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するためのガバナンスのプロセス、統制及び手続について開示しなければならない。S1 号の具体的な開示要求の概要を、次の (1) ~ (4) に示す。

(1) ガバナンス

ガバナンスとは、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続のことである (S1, 26)。具体的には、次のような情報を開示しなければならない (S1, 27)。

- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人
 - ・その責任が、機関や個人の付託事項、使命、役割の記述、方針にどのように反映されているか
 - ・監督するための適切なスキルやコンピテンシーは利用可能か、開発予定か
 - ・サステナビリティ関連のリスク及び機会について、どのように、どの頻度で情報がもたらされているか
 - ・戦略や取引の意思決定、監督において、サステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように考慮しているか
 - ・サステナビリティ関連のリスク及び機会の目標設定をどのように監督し、目標の進捗をどのようにモニタリングしているか
- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するためのガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割
 - ・その役割が経営者に委任されているか、それに対しどのように監督が実施されているか
 - ・経営者によるサステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するための統制及び手続、内部統制との統合

(2) 戦略

戦略とは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略のことである (S1, 28)。具体的には、次の情報を開示しなければならない (S1, 29)。

- ・企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会
- ・そのリスク及び機会が、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の

及び予想される影響

- ・そのリスク及び機会が、企業の戦略及び意思決定に与える影響
- ・そのリスク及び機会が、報告期間の企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響、並びに、短期・中期・長期にわたり企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響
- ・サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンス

(3) リスク管理

リスク管理とは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングする企業のプロセス（企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、情報をもたらすかどうか、その場合は、どのように統合され、情報をもたらすかを含む）を理解できるような情報、及び、企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価する情報のことである（S1, 43）。具体的には、次の情報を開示しなければならない（S1, 44）。

- ・企業がサステナビリティ関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするプロセス及び関連する方針
 - ・企業が用いるインプット及びパラメータ
- ・サステナビリティ関連のリスクを識別するためにシナリオ分析を用いているか、どのように用いているか
- ・それらのリスクの影響の性質、発生可能性及び規模を企業がどのように評価しているか
- ・企業が他のリスクと比べてサステナビリティ関連のリスクを優先順位付けしているか、どのように優先順位付けしているか
- ・サステナビリティ関連のリスクをどのようにモニタリングしているか

- ・過去の報告期間と比較して、そのプロセスを変更したか、どのように変更したか
- ・サステナビリティ関連の機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするプロセス
- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度、どのように統合されて、情報をもたらしているか

(4) 指標及び目標

指標及び目標とは、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることである（S1, 45）。企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについて、適用される IFRS サステナビリティ開示基準で要求されている指標、サステナビリティ関連のリスク及び機会及びそのパフォーマンスを測定・モニタリングするために用いている指標を開示しなければならない（S1, 46）。具体的には次のように、①指標、及び、②目標、に関する開示が求められる（S1, 50-51）。

①指標

- ・指標がどのように定義されているか
- ・指標が絶対指標か、他の指標との関連で表現されている指標か、定性的指標か
- ・指標が第三者によって検証されているか、その場合は検証者
- ・指標の算定に用いた方法及びその算定に用いたインプット（用いた算定方法の限界及び重大な仮定を含む）

②目標

- ・目標を設定し、目標達成の進捗をモニタリングするために用いる指標
- ・企業が設定した、又は、満たすことが要求

されている具体的な定量的又は定性的目標

- ・ 目標が適用される期間
- ・ 進捗が測定される基礎となる期間
- ・ マイルストーン及び中間目標
- ・ 目標のそれぞれに対するパフォーマンス、及び企業のパフォーマンスの傾向または変化の分析
- ・ 目標の見直し及びその説明

ここまでが4つのコア・コンテンツの開示内容であり、S2号以降の基準においても、それぞれのテーマに関してこの4つのコア・コンテンツの開示が求められる。次に、図1において網掛けしていない、S1号のみに含まれている「概念的基礎」、「全般的要求事項」、「判断・不確実性・誤謬」について、4～6でふれることとする。

4. IFRS S1号「概念的基礎」

概念的基礎は、(1) 適正な表示、(2) 重要性、(3) 報告企業、(4) つながりのある情報、の4つから成っている。以下にそれぞれの概要を説明する。

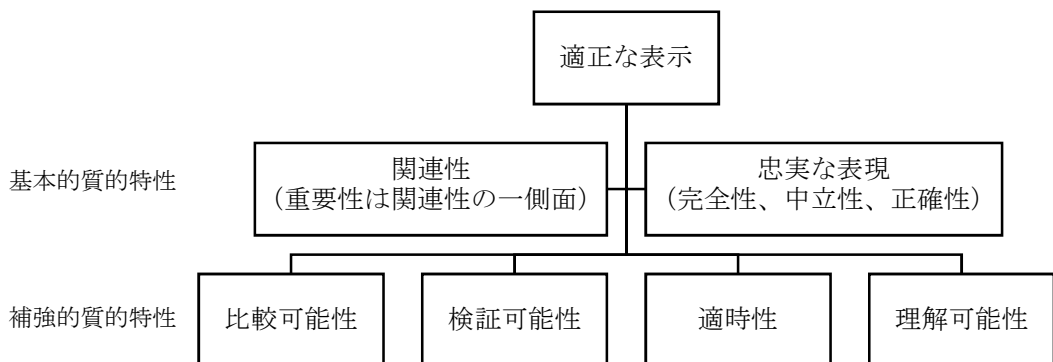
(1) 適正な表示

完全な一組のサステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に

見込み得る、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない(S1, 11)。適正な表示(fair presentation)は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する関連性がある(relevant)情報を開示することと、本基準で示された原則に従った忠実な表現(faithful representation)が求められる。この2つは、有用なサステナビリティ財務情報の基本的な質的特性である。関連性の企業固有の一側面として、重要性(material)がある。忠実な表現を達成するために、完全性(complete)、中立性(neutral)、正確性(accurate)が求められる(S1, 13-14)。また、適正な表示のための補強的な質的特性として、比較可能性(comparable)、検証可能性(verifiable)、適時性(timely)、理解可能性(understandable)がある(S1, 10)。

S1号の付録Dにおいて、「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」についての説明がなされている。サステナビリティ関連財務開示は一般目的財務報告書の一部である(S1, 付録D)ことから、財務報告に関する概念フレームワークに基づくこれらの質的特性がサステナビリティ関連財務情報に適用される。これを図示すると、図2のようになる。

図2 有用なサステナビリティ財務情報の質的特性



(2) 重要性

企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示しなければならない。その情報に重要性があるかどうかは、もしその情報を省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性があると判断される (S1, 17-18)。この重要性の考え方は、財務報告における重要性と同じである。重要性の判断は企業固有のものであるため、企業は、基準の要求事項を適用し、開示全体の文脈を勘案して、重要性があるかどうかを評価しなければならない (S1, 付録 B)。

(3) 報告企業

サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならない (S1, 20)。連結財務諸表を作成している場合は、親会社及びその子会社が単一の報告企業となる (S1, 付録 B)。

(4) つながりのある情報

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次のつながりを理解できるような情報を提供しなければならない (S1, 21)。

- ・サステナビリティ関連のリスク及び機会の項目間のつながりなど
- ・サステナビリティ関連財務開示内のガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関する開示の間のつながり
- ・サステナビリティ関連財務開示と財務報告書との間のつながり

5. IFRS S1 号「全般的要求事項」

全般的要求事項は、(1) ガイダンスの情報源、

(2) 開示の記載場所、(3) 報告のタイミング、(4) 比較情報、(5) 準拠表明、の 5 つから成っている。

(1) ガイダンスの情報源

企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は IFRS サステナビリティ開示基準を適用しなければならない (S1, 54)。加えて、SASB スタンドアールの開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。他に参照できるものとして、CDSB フレームワーク適用ガイダンス、他の基準設定主体の直近の公表文書、同じ産業又は地域で事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会が挙げられている (S1, 55)。なお、SASB スタandard には、産業別の開示トピック (特定の産業の企業活動に関連する具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会) や指標などが含まれる。

(2) 開示の記載場所

IFRS サステナビリティ開示基準で要求される開示は、企業の一般目的財務報告書の一部として提供することが要求される (S1, 60)。その開示場所に関して、経営者による説明等の報告書 (マネジメントレポート、経営者による検討及び分析 (MD&A)、統合報告書など) が一般目的財務報告書の一部を構成している場合は、これに含まれることがある (S1, 61)。

(3) 報告のタイミング

企業は、サステナビリティ関連財務開示を、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない (S1, 64)。これは、サステナビリティ関連財務開示が財務諸表の補足情報として位

置つけられていることによるものと考えられるが、国によって法令に基づく財務諸表の報告時期が異なるため、同時報告には課題も残る。

(4) 比較情報

企業は、報告期間に開示されるすべての数値について、前期の比較情報を開示しなければならない。また、説明的・記述的なサステナビリティ関連財務情報の比較情報が有用である場合には、これを開示しなければならない（S1, 70）。

(5) 準拠表明

企業は、IFRS サステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠しない限り、IFRS サステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない。ただし、法令によって開示が禁止されている場合には、その情報の開示は免除される（S1, 72-73）。

6. IFRS S1 号「判断、不確実性及び誤謬」

続いて S1 号では、(1) 判断、(2) 測定の不確実性、(3) 誤謬について記している。これらは、財務報告における、IAS1 号（「重要性がある」の定義）、IAS8 号（「見積りの変更」、「誤謬」）などに相当する部分である。

(1) 判断

企業は、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行った判断のうち、開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断を理解できるようにする情報を開示しなければならない。この判断とは、サステナビリティ関連のリスク・機会の識別、どのガイダンスの情報源を適用するか決定、重要性がある情報の識別、事象又は状況の変化が重大であり、企

業のバリュー・チェーンを通じて影響を受けるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価が要求されているかどうかの評価などである（S1, 74-75）。

(2) 測定の不確実性

企業は、サステナビリティ関連財務開示で報告される数値に影響を与える最も重大な不確実性を理解できるようにする情報を開示しなければならない。企業は、開示された数値のうち、測定の不確実性の程度が高いものを識別し、測定の不確実性の源泉、数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断を開示しなければならない（S1, 77-78）。

(3) 誤謬

企業は、重要性がある過去の期間の誤謬（過去の 1 期以上の期間に係る企業のサステナビリティ関連財務開示における脱漏又は誤表示）について、事実上不可能でない限り、開示された過去の期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正しなければならない（S1, 83, 付録 B）。

以上で述べた S1 号と、下に述べる S2 号や今後開発されるテーマ別基準は一体として適用される。S1 号が基盤となり、すべてのサステナビリティ課題を対象としており、その上に、例えば気候を扱う S2 号に基づいて気候課題に特有のコア・コンテンツの開示が求められる。まだテーマ別基準が開発されていないテーマについても、S1 号に基づき開示がなされる。

IV IFRS S2 号「気候関連開示」の概要

IFRS S2 号「気候関連開示 (Climate-related

Disclosure)」は、テーマ別の最初の基準であり、気候テーマに関するコア・コンテンツの開示要求事項と、付録 B に産業別開示要求が示されている。S2 号の目次に沿って、目的、範囲、コア・コンテンツの概要を示す。

1. IFRS S2 号「目的」

S2 号の目的では、S1 号の目的に基づき、気候関連のリスク及び機会の開示を求めている。すなわち、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり有用な、企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示を、企業に要求することを目的としている (S2, 1)。

2. IFRS S2 号「範囲」

S2 号は、企業がさらされている気候関連のリスク（物理的リスク、移行リスク）、及び、企業が利用可能な気候関連の機会、に適用される (S2, 3)。

3. IFRS S2 号「コア・コンテンツ」

S2 号のコア・コンテンツも、S1 号のコア・コンテンツと同様に、(1) ガバナンス、(2) 戦略、(3) リスク管理、(4) 指標及び目標、の 4 つから成っている。

(1) ガバナンス

ガバナンスでは、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために企業が用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにする開示が求められる (S2, 5)。これは、S1 号における、「サステナビリティ関連のリスク及び機会」の箇所を、「気候関連のリスク及び機会」に置き換えたもので、開示が求められるガバナンスに対する考え方は同じである。ま

た、開示が求められる具体的な情報についても、おおむね S1 号の「サステナビリティ関連」が「気候関連」に置き換えられているため (S2, 6)、上述の S1 号の記述を参考にされたい。

(2) 戦略

戦略では、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略を理解できるようにする開示が求められる (S2, 8)。これも、S1 号における、「サステナビリティ関連のリスク及び機会」の箇所を、「気候関連のリスク及び機会」に置き換えたものである。開示が求められる具体的な内容は次のようなものである (S2, 9)。

- ・企業の見通しに影響を与えることが合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会
- ・それらの気候関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える現在の及び予想される影響
- ・それらの気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（気候関連の移行計画の情報を含む）
- ・それらの気候関連のリスク及び機会が報告期間の企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響、並びに、気候関連のリスク及び機会がどのように財務計画に組み込まれているかを考慮し、短期、中期及び長期にわたり企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響
- ・企業が識別した気候関連のリスク及び機会を考慮し、気候関連の変化、進展及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルの気候レジリエンス

(3) リスク管理

リスク管理では、一般目的財務報告書の利用

者が、気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするプロセス（企業の全体的なリスク管理プロセスに統合され、情報をもたらすかどうか、どのように統合され、情報をもたらすかを含む）を理解できるようにする開示が求められる（S2, 24）。これも、S1号における、「サステナビリティ関連のリスク及び機会」の箇所を、「気候関連のリスク及び機会」に置き換えたものである。開示が求められる具体的な情報についても、おおむねS1号の「サステナビリティ関連」が「気候関連」に置き換えられているため（S2, 25）、上述のS1号の記述を参考にされたい。

（4）指標及び目標

指標及び目標では、一般目的財務報告書の利用者が、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにする開示が求められる（S2, 27）。指標の開示については、次の事項を開示しなければならない（S2, 28）。

- ・産業横断的指標カテゴリーに関連する情報
- ・産業別の指標
- ・企業が設定した目標及び法令により遵守が要求されている目標

また、気候関連の産業横断的指標カテゴリーとして、次の情報の開示を求めている（S2, 29）。

- ①温室効果ガススコープ 1, スコープ 2, スコープ 3, 測定アプローチ
- ②気候関連の移行リスク
- ③気候関連の物理的リスク
- ④気候関連の機会
- ⑤資本投下
- ⑥内部炭素価格
- ⑦報酬

① 温室効果ガス

温室効果ガス（greenhouse gases）について

は、スコープ 1, スコープ 2, スコープ 3 のそれぞれの排出量の開示を求めている。排出量の算定にあたっては、グローバル・スタンダードである「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（WBCSD and WRI, 2004）に従うこととなっている。

ここで、温室効果ガス排出量のスコープ 1～3 について追加的に説明すると、まずスコープ 1～3 の排出とは次の排出をさす。

スコープ 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出（燃料の燃焼、工業プロセスの排出など）

スコープ 2：他社から供給されたエネルギー（電気、熱など）の使用に伴う間接排出

スコープ 3：スコープ 1, スコープ 2 以外のバリュー・チェーンでの間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

参考までに、これらのスコープ 1～3 を示したものが図 3 である。スコープ 3 は 15 のカテゴリーに分類されており、図 3 の①～⑮がそれに該当する。上流の①原材料、②資本金材、③スコープ 1, 2 に含まれない燃料及びエネルギー活動、④輸送・配送、⑤廃棄物、⑥出張、⑦通勤、⑧リース資産、及び、下流の⑨輸送・配送、⑩製品の加工、⑪製品の使用、⑫製品の破棄、⑬リース資産、⑭フランチャイズ、⑮投資、である。スコープ 1～3 の排出量を合計すると、サプライチェーン排出量（原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した温室効果ガス排出量）となる（環境省、2024）。なお、金融機関（銀行、保険など）は、スコープ 3 のカテゴリー 15「投資」において、投資に係る排出を開示しなければならない。

温室効果ガスの算定にあたっては、図 4（上）

図 3 温室効果ガス排出量スコープ 1~3 (環境省, 2024)



スコープ 1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出 (燃料の燃焼, 工業プロセスの排出など)

スコープ 2: 他社から供給された電気・熱などの使用に伴う間接排出

スコープ 3: スコープ 1, スコープ 2 以外のバリュー・チェーンでの間接排出 (事業者の活動に関連する他社の排出)

スコープ 1 排出量 + スコープ 2 排出量 + スコープ 3 排出量 = サプライチェーン排出量

に示すように、まずエネルギー消費量や原材料調達量などの活動量を把握し、把握した活動量に対応する排出原単位を選択して、排出量を算定することとなる。多くの日本企業が 2050 年にカーボンニュートラル (ネット排出量をゼロにする) の目標を掲げているが、この目標はサプライチェーンの企業が協力して削減しなければ達成できない。サプライチェーン上のうち 1 社が排出量削減すれば、他のサプライチェーン上の各事業者にとっても自社のサプライチェーン排出量が削減されたことになり、サプライチェーンの排出量の削減は各企業でシェアされる (図 4 下参照)。そのため、サステナビリティ開示基準が直接適用されない企業であっても、取引先から排出量の算定と削減が求められる可能性がある。

IFRS S2 号では、企業が温室効果ガスを測定するために用いた、次の事項の開示を求めている (S2, 29)。

- ・測定アプローチ、インプット及び仮定
- ・測定アプローチ、インプット及び仮定を企業が選択した理由、
- ・測定アプローチ、インプット及び仮定に対して企業が変更を行った場合、その内容及び変更の理由

この測定アプローチについて、GHG プロトコルでは、温室効果ガス排出量を自社グループ全体として算定するにあたっては、図 5 に示すような支配アプローチ (図 5 では支配力基準) や持分割合アプローチ (図 5 では出資比率基準) を用いて排出量を連結することが求められる。使用したアプローチによって、その活動が直接排出となるか間接排出となるかに影響を与える。そこで S2 号では、使用するアプローチ、どのアプローチを選択したかの理由、そのアプローチがどのように開示目的に関連しているかの開示が求められる。また、温室効果ガス排出を測定するにあたりどの排出係数を使用しているかの開示も求められる (S2, 付録 B)。スコープ 2 については、ロケーション基準による温室効果ガス排出を開示し、その排出について利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には、それを開示する。スコープ 3 の排出については、その測定値に含めたスコープ 3 のカテゴリー、ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報を開示する。スコープ 3 の測定には見積りを含む可能性が高く、付録 B40~54 では、スコープ 3 の温室効果ガス排出の開示を作成するためのガイダンスが提供されている (S2, 29, 付録 B)。

産業横断的指標の②～⑦については、次の開示を求めている (S2, 29)。具体的な指標等の例は、S2 号の付属ガイダンスで提供されている。

②気候関連の移行リスク

気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(注：移行リスクとは、低炭素・脱炭素社会に移行するにあたり、政策や規制、市場や業界動向、技術の進歩、評判の変化などによって企業が被るリスク)

③気候関連の物理的リスク

気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(注：物理的リスクとは、既に起きている気温上昇によってもたらされる豪雨・大型台風・海面上昇・水不足の災害などで企業が被る物理的な被害)

④気候関連の機会

気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

⑤資本投下

気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額

⑥内部炭素価格

- ・企業が炭素価格を意思決定に適用しているかどうか、どのように適用しているか
- ・企業が温室効果ガス排出コストの評価に用いている温室効果ガス排出のメートル・トンあたりの価格

(注：内部炭素価格とは、社内排出量取引のように炭素排出量に価格付けして支払わせる価格のことで、企業活動を低炭素に誘導するしくみ)

⑦報酬

- ・気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれているか、どのように組み込まれているか
- ・当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているもののパーセ

ンテージ

以上の開示要求に加えて、S2 号では、産業別ガイダンスとして、SASB スタダードに由来する産業別の開示トピック及び指標が示されており、企業はこれを考慮しなければならない。また、企業は、GRI 基準や欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) などの他の情報源を参照し、適用可能性を考慮することができる。

V 今後に向けて

1. 各国等への導入に向けて

IFRS S1 号と IFRS S2 号の導入に向けて、各国等の規制当局が対応できるように、IFRS 財団と ISSB は、「IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に向けた法域の道程－「導入ガイド (Adoption Guide)」の概要」を 2023 年 7 月に公表している。そこで述べられている IFRS 財団と ISSB が採用した戦略が、次の 4 つである (ISSB, 2023b)。

①プロポーショナルリティとスケーラビリティのメカニズム導入

サステナビリティ課題に対しては、既に早くから取り組んでいる企業とそうでない企業に差が見られる。そこで、企業の取り組みレベルに応じた規定であるプロポーショナルリティ (proportionality) を取り入れている。例えば、予想される財務的影響の決定、気候関連のシナリオ分析、スコープ 3 の温室効果ガス排出の測定、リスク及び機会の識別、バリュー・チェーンの範囲の決定、一部の産業横断的カテゴリーの指標を算定するにあたっては、「合理的で裏付け可能で、過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報」に限定することとされた。また、予想される財務的影響の決定、気候関連のシナリオ分析にあたっては、企業がスキル、能力ま

たは資源を有していない場合には、定性的アプローチが容認された。

また、IFRS S1 号及び S2 号を導入するにあたっては、市場区分や企業規模などに応じたスケラビリティ (scalability) や段階的導入のアプローチも示している。

②経過措置

IFRS S1 号及び S2 号は一体として適用されるものの、短期にすべての要求事項に対応することは難しいかもしれない。そこで、初年度には、IFRS S2 号における比較情報やスコープ 3 の温室効果ガス排出の開示は要求されない、などの経過措置が導入された。

③キャパシティビルディング・プログラム

サステナビリティ開示は新しい開示であるため、各国等の規制当局への支援を提供し、作成者とその他の利害関係者が IFRS S1 号及び S2 号を適用するための理解と能力を高めるために、キャパシティビルディング・プログラムを提供する。2023 年 12 月には、IFRS サステナビリティ・ナレッジハブ (IFRS Foundation, 2024) が始動している。

④導入ガイド

規制当局の導入検討を支援し、各国等での導入のばらつきを軽減するために、IFRS S1 号及び S2 号の適用についての導入ガイドも開発される。

2. IOSCO によるエンドースメントと今後のテーマ等

国際会計基準 (IAS/IFRS) が、グローバルに普及し、各国に取り入れられる契機となったのが、証券監督者国際機構 (IOSCO) による国際会計基準のエンドースメント (承認) であった。サステナビリティ開示基準についても同様に、グローバルな一貫性と比較可能性を確保するために、IOSCO は、IFRS S1 号及び S2

号のエンドースメントを 2023 年 7 月に決定した。これにより、ISSB の作業が、グローバルな資本市場が用いるのに適したものであることが証明された (IOSCO, 2023)。

また、IFRS サステナビリティ開示基準のコア・コンテンツの基礎となったのが TCFD 提言 (TCFD, 2017) であったことは既に述べたが (第 III 章 3. 参照)、2024 年からは、IFRS 財団が、TCFD から気候関連情報開示の監督業務を引き継ぐこととなった。

IFRS サステナビリティ開示基準のテーマ別基準は、現時点では、S2 号「気候関連開示」のみであるが、今後新たなテーマに関する基準の開発も始まる予定である。ISSB の「情報要請：アジェンダの優先度に関する協議」(ISSB, 2023c) では、S1 号及び S2 号の適用支援を行いながらも、今後 2 年間に扱われる可能性のあるテーマとして、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」、「人的資本」、「人権」が挙げられている。また将来的には、財務諸表とサステナビリティ開示を一体としてどのように統合させていくかを扱う「報告における統合」プロジェクトも視野に入っている。

3. わが国におけるサステナビリティ開示基準開発

わが国では、IFRS サステナビリティ開示基準に基づき、国内基準を開発し、国際的なサステナビリティ開示基準の開発に貢献することを目的として、サステナビリティ基準委員会 (Sustainability Standards Board of Japan, SSBJ) が 2022 年 7 月に設立された。これによって、財務会計基準機構 (FASF) のもとに、従来から存在する企業会計基準委員会 (ASBJ) と、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) が併存することになった。これは、IFRS 財団のもとに、国際会計基準審議会 (IASB) と国際

サステナビリティ基準審議会（ISSB）が併存することになったのと同じである。

SSBJ では、IFRS サステナビリティ開示基準 S1 号及び S2 号をふまえた、日本版サステナビリティ開示基準の検討を進めている。SSBJ では、公開草案を 2024 年 3 月末までに公表し、確定基準を 2025 年度 3 月末までに公表する予定である。本稿第 II 章で述べたように、IFRS S1 号は、S1 号のみに含まれる「概念的基礎」、「全般的要求事項」、「判断・不確実性・誤謬」と、テーマ別基準に共通する「コア・コンテンツ」（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）から構成される。日本基準では、わかりやすさを重視し、S1 基準のみに含まれる「概念的基礎」、「全般的要求事項」、「判断・不確実性・誤謬」と、「コア・コンテンツ」とを分離することが検討されている。また、わが国の法令等の要求や実務に鑑みつつ、高品質で国際的に整合性のある基準を作成するために、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の論点を抽出して議論が進められている（財務会計基準機構、2024）。

最後に、2023 年 6 月の IFRS S1 号及び S2 号の公表時に、ISSB のエマニュエル・ファベール議長は、サステナビリティを会計言語に取り入れることによってより強靱な経済を構築すること、ISSB 基準は企業のサステナビリティ・ストーリーを強固で比較可能・検証可能な方法で開示できるように設計されており、より良い経済的な意思決定につながることで、これは将来の優先課題を協議するための出発点に過ぎない、と述べている（ISSB, 2023a）。わが国では、2023 年から有価証券報告書にサステナビリティ情報の記載欄が新設され、既に多くの企業で IFRS サステナビリティ開示基準のコア・コンテンツに相当する開示も進んでいる（金融庁、2023 参照）。今後、企業は、サステナビリティ関連のリスクを織り込んだうえで、

ビジネス機会を得られるようなビジネス・モデルにいかに変えていくかが問われる。会計基準とサステナビリティ開示基準を両輪とした企業経営の方向性が見えつつある。

参考文献

- IFRS Foundation [2024], Knowledge hub. <https://www.ifrs.org/sustainability/knowledge-hub/> (2024 年 1 月 27 日閲覧)
- International Organization of Securities Commissions (IOSCO) [2023], IOSCO Endorses the ISSB's Sustainability-related Financial Disclosures Standards.
- IPCC [2018], Global Warming of 1.5 °C : An IPCC Special Report on the Impacts of Global Warming of 1.5 °C above Pre-industrial Levels and Related Global Greenhouse Gas Emission Pathways, in the Context of Strengthening the Global Response to the Threat of Climate Change, Sustainable Development, and Efforts to Eradicate Poverty (環境省訳 [2019] 『1.5°C の地球温暖化：気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から 1.5°C の地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス (GHG) 排出経路に関する IPCC 特別報告書』)。
- ISSB [2023a], ISSB News “ISSB Issues Inaugural Global Sustainability Disclosure Standards,” (26 June 2023) <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2023/06/issb-issues-ifrs-s1-ifrs-s2/> (2024 年 1 月 27 日閲覧)。
- ISSB [2023b], The Jurisdictional Journey towards Implementing IFRS S1 and IFRS S2: Adoption Guide Overview (July 2023) (財務会計基準機構訳 [2023] 「IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入に向けた法域の道程－「導入ガイド (Adoption Guide)」の概要」)。
- ISSB [2023c], Request for Information: Consultation on Agenda Priorities (May 2023).
- Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) [2017], Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures. World Business Council for Sustainable Development (WBCSD), World Business Institute (WRI) [2004], The Greenhouse Gas Protocol: A Corporate Accounting and Reporting Standard, Revised Version (地球産業文化研究所仮訳, 中央青山サステナビリティ認証機構改訂・補注 [2005] 「温室効果ガス (GHG) プロトコル－事業者排出量算定報告基準 改訂版」)。

環境省 [2001] 「平成 13 年度 環境白書」。
環境省 [2024] 「環境省グリーン・バリューチェーンプラットフォーム 排出量算定について」
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html (2024 年 1 月 27 日閲覧)。
金融庁 [2023] 「記述情報の開示の好事例集 2023」。
小森博司 [2023] 「ISSB 基準：より良い意思決定のための、より良い情報」 JICPA サステナビリティ・ウェビナーシリーズ 2023 年 12 月 14 日資料。
財務会計基準機構 [2024] サステナビリティ基準委員会議事
https://www.asb.or.jp/jp/project/proceedings-ssbj_2.html (2024 年 1 月 27 日閲覧)。
阪智香 [2002] 「置き去りにされた環境価値と環境会計の挑戦」『ISOMS』2002 年 11 月号, 50-51 頁。
阪智香 [2022] 「グローバルな財務・ESG データ分析からみえる課題」『国際会計研究学会年報』2021 年度第 1・2 合併号, 57-69 頁。

(付記) 本稿は、国際会計研究学会第 40 回研究大会(近畿大学開催)での統一論題「サステナビリティ開示の現状と課題」における報告に基づき、IFRS S 基準に焦点をあててタイトルを変更し執筆したも

のである。座長の梶原晃先生(久留米大学), 報告者の水口剛先生(高崎経済大学), 島永和幸先生(神戸学院大学), 中野貴之先生(法政大学), 及び, ディスカッサントの浅野敬志先生(慶應義塾大学), 音川和久先生(神戸大学)に御礼申し上げます。なお, 日本学術振興会から科学研究費補助金(基盤研究(C): 課題番号 23K01689, 基盤研究(C): 課題番号 23K01682, 基盤研究(C): 課題番号 19K02026)の補助を受けている。また, 2023 年度学際大規模情報基盤共同利用・共同研究点(JHPCN) 課題: 「財務ビッグデータの可視化と統計モデリング」 課題番号: jh231001, 及び, 2023 年度統計数理研究所公募型共同利用一般研究 2 課題: 「財務ビッグデータの統計モデリングと可視化に関する研究」 課題番号: 2023-ISMCRP-2017 の研究支援を受けている。